

第 1 回

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町
合 併 協 議 会

会 議 録

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会

会 議 録

会議の名称	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会		
開催日時	平成15年7月31日(木) 開会：午後2時00分 閉会：午後4時45分		
開催場所	五個荘町 てんびんの里文化学習センター		
議長氏名	中村功一		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	密谷要一郎 織田直文 川瀬重雄		
会 議 事 項	1 協議	2 会議結果	
	協議第1号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議運営規程について	原案可決
	協議第2号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議運営申し合わせ事項について	原案可決
	協議第3号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会傍聴規程について	原案可決
	協議第4号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会小委員会規程について	原案可決
	協議第5号	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	原案可決
	協議第6号	平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事業計画について	原案可決
	協議第7号	平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会予算について	原案可決
	協議第8号	合併の方式について	原案可決
	協議第9号	合併の期日について	原案可決
	協議第10号	新市の名称について	原案可決
	協議第11号	新市の事務所の位置について	原案可決
	協議第12号	一般職の職員の身分の取り扱いについて	原案可決
	協議第13号	特別職の身分の取扱いについて	原案可決
	協議第14号	新市まちづくり計画策定方針及び新市まちづくり計画策定委員会規程について	原案可決
	協議第15号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	原案可決
	協議第16号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	原案可決
	協議第17号	町名、字名の取扱いについて	原案可決
	協議第18号	慣行の取扱いについて	原案可決
	協議第19号	電算システム事業について	原案可決
2 提案			
協議第20号	財産の取扱いについて	提案説明	
協議第21号	地方税の取扱いについて	提案説明	
協議第22号	一部事務組合等の取扱いについて	提案説明	
協議第23号	条例、規則等の取扱いについて	提案説明	
協議第24号	公共的団体等の取扱いについて	提案説明	
会議の経過	別添のとおり		

会議資料	別添資料あり
会議録の確定	
確定年月日	署名押印
平成15年 8月19日	署名委員 鈴 村 重 史 印 廣 田 綾 子 印

出席者名簿

協 議 会				幹 事 会 ・ 事 務 局			
役職	氏 名	種 別	出欠等	役職	氏 名	職 名	出欠等
会長	中 村 功 一	八 日 市 市 長		幹 事	海 外 友 之 進	八 日 市 市 助 役	
副会長	宮 部 庄 七	湖 東 町 長			奥 善 夫	八 日 市 市 収 入 役	×
副会長	久 田 元 一 郎	永 源 寺 町 長			森 野 才 治	八 日 市 市 企 画 部 長	
副会長	前 田 清 子	五 個 荘 町 長			池 田 晋	永 源 寺 町 助 役	
副会長	植 田 茂 太 郎	愛 東 町 長			白 木 駒 治	永 源 寺 町 町 収 入 役	
委 員	松 下 修 治	議 会 推 薦			川 戸 善 男	永 源 寺 町 総 務 課 長	
	高 村 与 吉	議 会 推 薦			持 田 長 三 郎	五 個 荘 町 助 役	
	吉 澤 克 美	議 会 推 薦			北 川 純 一	五 個 荘 町 総 務 主 監	
	高 橋 辰 次 郎	議 会 推 薦			奥 善 一	愛 東 町 助 役	
	杉 山 忠 蔵	議 会 推 薦			鯨 江 茂 信	愛 東 町 収 入 役	
	西 村 實	議 会 推 薦			吉 岡 登	愛 東 町 合 併 推 進 室 長	
	密 谷 要 一 郎	議 会 推 薦	×		野 村 新 太 郎	湖 東 町 助 役	
	鈴 村 重 史	議 会 推 薦			上 野 清 司	湖 東 町 収 入 役	×
	小 嶋 柳 太 郎	議 会 推 薦			高 野 治 幸	湖 東 町 企 画 財 政 課 長	×
	西 澤 英 治	議 会 推 薦		事 務 局	中 嶋 喜 代 志	事 務 局 長	
	織 田 直 文	学 識 経 験 者	×		青 木 幸 一	事 務 局 次 長	
	西 田 弘	学 識 経 験 者			小 梶 隆 司	総 務 班 主 幹	
	梶 森 幸 子	学 識 経 験 者			北 村 定 男	調 整 班 主 幹	
	武 久 健 三	学 識 経 験 者		出 席 × 欠 席			
	田 中 敏 彦	学 識 経 験 者					
	山 田 儀 左 衛 門	学 識 経 験 者					
	飯 尾 文 右 衛 門	学 識 経 験 者					
	市 田 重 太 郎	学 識 経 験 者					
	小 西 龍 二	学 識 経 験 者					
	足 出 み 糸 子	学 識 経 験 者					
	足 立 進	学 識 経 験 者					
	辻 裕 子	学 識 経 験 者					
	平 居 貞 夫	学 識 経 験 者					
	三 輪 高 裕	学 識 経 験 者					
上 川 裕 子	学 識 経 験 者						
川 瀬 重 雄	学 識 経 験 者	×					
川 副 清 厚	学 識 経 験 者						
清 水 雅 晴	学 識 経 験 者						
植 田 善 夫	学 識 経 験 者						
清 水 重 一	学 識 経 験 者						
野 村 一	学 識 経 験 者						
廣 田 綾 子	学 識 経 験 者						

第1回 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会 会議録目次

項 目	会 議 事 件 名	頁 数	
【報 告】	開会	1	
	会長あいさつ	2～3	
	委嘱状交付	4	
	(1) 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町 合併協議会規約について	4～5	
	(2) 協定項目について	5	
【協議事項】	協議第1号	6～7	
	協議第2号	6～7	
	協議第3号	6～7	
	協議第4号	6～7	
	協議第5号	6～7	
	協議第6号	7	
	協議第7号	7～9	
	【報告事項】	報告第1号	9
		報告第2号	9
		報告第3号	9
		報告第4号	9

報告第 5 号		9
【協議事項】	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議資料の閲覧要領について	
協議第 8 号		10
協議第 9 号	合併の方式について	10
協議第 10 号	合併の期日について	10
協議第 11 号	新市の名称について	10～11
協議第 12 号	新市の事務所の位置について	11
協議第 13 号	一般職の職員の身分の取扱いについて	11
協議第 14 号	特別職の身分の取扱いについて	11～12
協議第 15 号	新市まちづくり計画策定方針及び新市まちづくり計画策定委員会規程について	12～13
協議第 16 号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	13
協議第 17 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	13～20
協議第 18 号	町名、字名の取扱いについて	20～21
協議第 19 号	慣行の取扱いについて	21
【事業報告】	電算システム事業について	22
	(1) 新市名称募集状況について	22
	(2) 新市まちづくり計画策定に係る住民アンケート調査について	22～24
【提案事項】	(3) 新市まちづくり計画策定委員会について	
協議第 20 号		24～25
協議第 21 号	財産の取扱いについて	25～28
協議第 22 号	地方税の取扱いについて	28～30
協議第 23 号	一部事務組合等の取扱いについて	30～31
協議第 24 号	条例、規則等の取扱いについて	31～32
		33
	副会長あいさつ	34
	閉会	

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会 (小梶隆司)	<p>皆さま、こんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>事務局からいくつかの連絡事項を申し上げます。</p> <p>第1点目、本日の傍聴者の定員につきましては60名ということで、よろしく願いいたします。</p> <p>第2点目、本日の次第ならびに進め方でございます。特に、任意協議会から法定協議会へ移行し1回目ということで、資料も大変多くございますので、その進め方つきましても簡単にご説明申し上げたいと思います。</p> <p>お手元の『次第』をご覧いただきたいと思いますが、まず、法定の合併協議会に移行したことによりまして、改めて委嘱状の交付をさせていただきます。また、協議会規約等の報告を予定いたしております。さらに6番目・7番目でございますが、法定協議会としての各種規程等につきまして、改めてご協議をお願いする予定でございます。</p> <p>次のページをめくっていただきますと、8番目の協議事項として、12件の議案を提出させていただいております。このうち、協議第8号から第14号につきましては、任意協議会におきまして既にお決めいただいております事項でございますが、法定協議会として再度ご協議をお願いし、決定していただくというような形をお願いしたいと思っております。</p> <p>協議第15号から第19号につきましては、前回第3回の任意協議会で提案させていただいた事項でございます。これにつきましては、本日からご協議をお願いするということでございますが、法定協議会として改めて議案の提出をさせていただいているというような形をとらせていただいておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。</p> <p>9番目の事業報告につきましては、現在いくつかの事業が進んでおります。そういった事業の進捗状況につきまして、ご報告させていただきたいという内容でございます。</p> <p>10番目につきましては、次回の協議会で協議をお願いする協定項目ということで、その提案の説明をさせていただくというような内容でございます。</p> <p>なお、議案の番号でございますが、すべて法定協議会として第1号から新しくとらせていただいております。任意協議会と議案の内容等につきましては変更ございませんけれども、議案の番号のみ法定協議会として変わっておりますので、その点お間違えのないようご了解いただきたいと思っております。</p> <p>第3点目でございますが、法定協議会としての役員でございます。6</p>

<p>会長 (中村功一 八日市市長)</p>	<p>月の各市町議会の議決によりまして、規約等も既にお決めいただいております。その規約に基づきまして、役員を選任いただいております。次第の次に名簿を付けさせていただきますのでご覧いただきたいと思いますが、会長・副会長につきましては、任意協議会と同様に、会長には八日市市長、副会長には湖東町・永源寺町・五個荘町・愛東町の各町長が就任させていただいております。また、監査委員につきましては、規約に基づきまして、八日市市の監査委員2名の方にご委嘱をさせていただく予定をしております。</p> <p>幹事会の幹事長・副幹事長につきましては、任意協議会から引き続き就任させていただいております。</p> <p>なお、愛東町町長につきましては、任期満了に伴います選挙によりまして、新たに植田茂太郎町長がご就任されておられます。その関係で、委員名簿を再度次のページに付けさせていただきますので、愛東町町長につきましては、後ほどごあいさつをいただく予定でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。</p> <p>第4点目でございますが、本日ご欠席の連絡をいただいております委員でございます。織田委員、そして愛東町の密谷委員および川瀬委員、3名の委員の方がご欠席でございます。規約第9条の規定によりまして、本日の会議は成立いたしますことをご報告申し上げたいと思います。</p> <p>そのほか、発言でありますとか携帯電話等に関する留意事項につきましては、今までどおりどうかよろしくお願い申し上げたいと思います。</p> <p>以上で事務局からの連絡事項ならびに説明等を終わらせていただきます。</p> <p>ただいまから第1回目となります八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会を開催させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、協議会会長 中村功一八日市市長がごあいさつを申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。今年は例年に比べまして梅雨明けが大変遅かったようでありますが、まだまだ夏の強烈な日差しの強いという日はないわけございまして、不順な気候が続いております。農作物に大変気がかりな面もあるわけでございます。</p> <p>学校におきましては夏休みでありますけれども、委員の皆さまにおかれましては、地域あるいは家庭に、また職場におかれまして、それぞれご活躍をされまして、多忙の日をお送りいただいているというように思いますが、今後とも、どうぞご健康には十分気を付けていただきたいと思っております。</p> <p>こうした時期ではありますけれども、本日は第1回目となります法定の合併協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、万障繰</p>
--------------------------------	---

<p>司会</p>	<p>り合わせてご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、1市4町の合併に向けた協議といたしましては、本日で4回目になるわけでありまして、1市4町ではそれぞれ違いがあるわけでありまして、今日まで大変スムーズに進んできたと言えるかと思っております。本当にありがたく思っております。</p> <p>この協議会でお決めいただきました、まちづくり計画策定に伴う住民アンケート調査の実施でありますとか、策定委員会の設置、さらには新市の名称の募集などの事業につきましても、順調に取り組みを進めることができっております。これもひとえに皆さま方のご協力の賜物と、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>最近よく住民の方々とお話しいたしておりますと、「今回の合併は極めて順調だな」と、あるいは「間違いなく合併できるな」といったことをよく耳にいたします。この協議会の順調な雰囲気、どうぞ住民の方々にも十分伝わることを^{こいねが}希うわけでありまして、やはりこれは住民の多くの方々が、この1市4町の合併に対しまして大いに期待をお持ちいただいているのかなと感じております。</p> <p>余談になりますが、実は昨晩も八日市市で、今年で15回目になりますけれども、農業者の研修の場として“晴耕塾”というのをずっと続けております。今年のお出席者にお伺いいたしますと、新しいこの1市4町の枠組みの中から多数晴耕塾に参加いただいております。昨晩は大変感動いたしました。これも合併に向けて皆様のご期待がいかにか大きいかというふうにも感じているところであります。</p> <p>私どもも、こうした多くの住民の皆さんの思いや期待に応えられるように、委員の皆さまとともに、よい意味での活発な議論を交わしながら前進していきたいと思っております。会を重ねるごとに、より住民の皆さんに身近で関心の高い項目を協議いただくわけでありまして、逆にこうした項目につきましても、1市4町の違いがより鮮明に多く出てまいってくるのではないかと考えておりますが、こうした違いも、1市4町の合併実現を強く願う思いがある限り、合併の効果と住民福祉という両面を考えた調整が必ずできるものと思っております。</p> <p>本日におきましても、ややこしい報告でありますとか協議でありますとか、盛りだくさんの資料を準備しておりますけれども、どうぞ慎重かつ活発なご審議をいただくことができますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、7月16日より新たに愛東町長に就任されました植田町長がごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
-----------	---

<p>愛東町長 (植田茂太郎)</p>	<p>皆さん、ご苦労さまでございます。7月の選挙で、皆さま方の温かいご支援をいただきまして愛東町長に就任させていただきました植田茂太郎でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。</p> <p>私も6月まで議会の代表としてこの協議会に参加させていただきました。これからは委員の皆さま方と一緒に、又1市4町の皆さんと一緒に、新しい市の誕生に向かって一生懸命がんばっていきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして、委員の皆さまには引き続き法定の合併協議会委員をお願いすることとなりますので、改めて委嘱状の交付をさせていただきたいと思います。なお、委嘱状の交付につきましては、代表の方1名とさせていただきます。他の委員の皆さまには、誠に申し訳ございませんが、先にお手元にお配りさせていただきました。ご了承賜りたいと存じます。</p> <p>それでは、代表いたしまして、五個荘町の辻 裕子委員に交付させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(会長から委嘱状交付)</p>
<p>司会</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の第4番目の報告に移らせていただきます。当協議会事務局次長の青木からご説明申し上げます。</p>
<p>事務局次長 (青木幸一)</p>	<p>皆さん、こんにちは。ただいまご紹介に預かりました事務局次長の青木幸一でございます。滋賀県から派遣を受けまして、7月1日に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>青色の『報告』と書いております資料をお開きいただきたいと思います。2点の報告をさせていただきます。</p> <p>1点目、規約でございます。規約につきましては、関係法令の規定によりまして、関係市町の議会の議決を経て、市長・町長の協議により、6月27日に規約として定めたものでございます。標題は『八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会規約』でございます。任意協議会の時にも規約はございましたが、その時にございました合併検討協議会の「検討」という文字を、法定協議会の規約では外させていただいております。</p> <p>第1条から、変更部分につきましてご説明させていただきます。</p> <p>第1条につきましては、関係法令の規定を書かせていただいております。</p> <p>また、第2条につきましては、今ほど申し上げましたとおり、合併</p>

<p>司会</p> <p>議長 (中村功一会長)</p>	<p>検討協議会の「検討」を外させていただいて、正式名称をうたわせていただき、また、第2項におきましては略称をあげさせていただいておりますが、任意協議会の名称と同じでございます。</p> <p>第7条に、委員の構成を書かせていただいておりますが、委員の対象・人数とも任意協議会の段階と変更はございません。</p> <p>1ページおめくりください。8条から15条につきましても、変更はございません。</p> <p>第19条でございますけれども、任意協議会の段階では、「監事は協議会委員の中から会長が選任する」というくだりでございましたが、法定協議会の規約におきましては、「会長が属する市の監査委員に委嘱して監査を行う」というふうにさせていただきまして、八日市市の監査委員の2名の方をお願いすることといたしております。</p> <p>それ以降の条文については、特に大きな変わりはございません。</p> <p>なお、付則でございますが、第1条でございますとおり、この規約につきましては、6月27日に協議いただきまして、告示施行させていただいております。また、この協議会にかかる予算につきましては、第2項でございますとおり「協議会の予算成立後」と書いてございまして、本日の法定協議会の予算成立後、法定協議会としての予算を執行させていただくことを規約の中に定めさせていただいております。</p> <p>もう1ページおめくりいただきまして、合併協定項目についての報告をさせていただきます。協議会では、特に住民生活に深く関わりのございます事務事業などを20の項目に集約いたしまして、各項目別に協議・調整を行うことといたしております。合併するにあたりまして取り決めておくべき重要な項目を、合併協定項目として設定しておりますが、これらを合併協議会におきまして協議・確認いただきましたあとは、合併協定書に盛り込まれることとなります。</p> <p>項目番号・協定項目・調整内容につきまして、大きな変更はございません。全体で、今ほど申しましたとおり20項目でございます。19番目の各種事務事業の取扱いにつきましては、24の小項目が設定してございます。なお、9番目の「財産の取扱い」という協定項目でございますが、任意協議会の段階では「財産及び債務」としておりましたが、「財産」の中には債務も含まれているという関係法令の解釈がございました関係で、表現を「財産の取扱い」というふうに変えさせていただいております。それ以外の変更はございません。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、規約の規定によりまして中村会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、規約によりまして議事を進めさせていただきます。どうぞご意見を賜りますようお願い申し上げます。</p>
----------------------------------	---

<p>事務局長 (中嶋喜代志)</p>	<p>まず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。愛東町の鈴木委員、湖東町の廣田委員のお二人を、会議録署名委員に指名させていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、協議事項に入ります。協議第1号から第5号まで、各種規程でありますけれども、本日が第1回目の法定協議会になるということでございます。まず、法定協議会の業務運営が円滑に進められますように規程を設けるということございまして、これらにつきまして協議をお願いしたいと思います。協議第1号から第5号までを一括議題といたします。これらにつきましては、任意協議会の規程とほぼ同様の内容と考えておりますので、その点を踏まえて、事務局から簡潔に説明いたします。</p> <p>それでは、2枚になっている黄色い冊子をご覧いただきたいと思えます。「協議第1号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会会議運営規程について」から「協議第5号 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について」まで、5つございます。</p> <p>この規程の内容につきましては、任意協議会と同じ内容になっておりますが、次のページを見ていただきますと、表記の部分で、先ほど規約の中にもございましたように、前回までの会議の任意協議会におきましては「合併検討協議会」と申しておりましたので、そのような表記をしておりましたが、本日から法定協議会になりますので、「合併協議会」と変わってまいります。「検討」という文字を抜いた各規程が定めております。</p> <p>その内容につきましては、例えば運営規程であります20ページ、運営の申し合わせ事項は24ページ、傍聴規程につきましては27ページ、小委員会規程につきましては32ページ、委員の報酬及び費用弁償に関する規程につきましては34ページに、それぞれあげさせていただきますまして印刷させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えますが、内容につきましては、先ほど申し上げましたように、任意協議会と同じ内容で表現をさせていただいております。</p> <p>この規程等の施行日につきましては、いずれも本日からでございますので、その点につきましてもどうぞよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明いたしましたけれども、この議案等につきましてご協議をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長	<p>ないようであります。協議第1号から第5号につきまして、お諮りいたします。原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認め、協議第1号から第5号までにつきましては、原案どおり可決いたしました。</p> <p>次に、協議第6号・協議第7号、事業計画および予算についてであります。一括してご協議をお願いしたいと思います。事務局から説明申し上げます。</p>
事務局長	<p>協議第6号 平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事業計画につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>5項目ございまして、まず1番目に、本日のような合併協議会の会議の開催、それから各種会議の開催、名称候補選定小委員会・まちづくり策定委員会等を現在立ち上げていただいておりますので、そのような会議の開催を計画いたしております。</p> <p>2番目に、情報提供事業といたしまして、任意の協議会の時点でも実施させていただいておりますように、情報紙の発行をさせていただきます。発行予定につきましては2ヶ月ごと、次は8月、それから2ヶ月ごとに10月・12月といきまして、1月は特集号ということで、次は3月と、そのような計画をいたしております。</p> <p>また、協議会だよりの空きます月につきましては、増刊号といたしまして、地方紙の紙面買い取り、新聞折り込み等を使いまして、9月・11月・2月に協議会の詳しい情報をその時点でお知らせしてまいりたいと考えております。</p> <p>ホームページにつきましては、任意協議会の時点から立ち上げておりますが、引き続き開設してまいります。</p> <p>3点目は、調査研究事業といたしまして、各種研修会等への参加、それから先進地への視察研修等を計画いたしております。</p> <p>4番目は、合併協議推進事業といたしまして、現在策定委員会で協議を始めていただいておりますが、新市まちづくり計画の策定、それから、現在公募いたしております、小委員会を設置いただいております、新市名称募集を計画いたしております。</p> <p>5番目に、事務事業調整事業といたしまして、今後出てまいります、電算システムの統合、新市におきます条例・規則等の例規の整備、それから事務方で推進いたしております行政事務の調整(約1600項目)を計画いたしております。</p> <p>計画につきましては以上でございます。</p> <p>続きまして、「協議第7号 平成15年度八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会予算について」ご説明を申し上げます。</p>

議長	<p>予算書が横になっており、申し訳ございませんが、ご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>まず、歳入でございますが、負担金といたしまして一市町 8,000,000 円をご負担いただきまして、合計 40,000,000 円の負担金を頂戴する予定でございます。補助金は、県から 1,666,000 円、事業内容 5,000,000 の 3 分の 1 の補助金をいただく計画をいたしております。諸収入で 1,000 円、歳入合計が 41,667,000 円でございます。</p> <p>続きまして、歳出でございますが、まず運営経費の中で、協議会の会議費といたしまして、本日開いていただいているような協議会、それから小委員会・策定委員会等の開催費用、それに伴います音響、会議録の作成の委託料等をあげまして、合計で 4,193,000 円でございます。その他幹事会・担当者会議の費用といたしまして 430,000 円、事務局費といたしましては、旅費で 200,000 円、資料等のコピー代等で 850,000 円、電話代・運送料等の役務費といたしまして 590,000 円、臨時職員 1 名を雇用しておりますので、その負担金といたしまして 2,000,000 円、合計 4,000,000 円を計上いたしております。</p> <p>次に事業費でございますが、情報提供事業といたしまして、先ほど計画の中でご説明申し上げました協議会だより、特集号、またその他の資料の作成費、それからその折り込み手数料、協議会だより等の原稿の作成料、ホームページの管理経費、協議会だより増刊号等の紙面買い取り、印刷の折り込みの費用・委託料等で 5,820,000 円を計上いたしております。</p> <p>次に調査研究事業費といたしまして、委員研修、分科会・事務局職員の研修旅費、バスの借上料等で 1,415,000 円をあげております。</p> <p>次に合併協議推進事業費といたしまして、現在まちづくり策定委員会を開催していただいておりますが、その委員さん方の報酬、それからそのあとにシンポジウム等を開催いたしますので、講師等の謝金、名称募集をいたしておりますので、決定後の記念品等で 1,500,000 円、策定委員会の消耗品費、シンポジウム等の費用で 1,500,000 円、それから計画策定の委託といたしまして 7,000,000 円、合計で 10,450,000 円を計上いたしております。</p> <p>次に事務事業調査費といたしまして、消耗品等といたしまして 700,000 円、それから例規策定事業の委託、電算システム基本設計の委託、事務事業調整支援事業の委託等で 14,000,000 円、合計で 14,700,000 円の予算を計上させていただいております。</p> <p>予備費といたしまして 659,000 円、合計 41,667,000 の歳出予算を計上させていただいております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明いたしました協議第 6 号および協議第 7 号につきまして、ご質問・ご意見がございましたら、お願ひします。</p>
----	---

議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>ないようであります。協議第 6 号の事業計画および協議第 7 号の予算につきまして、お諮りいたします。原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ありがとうございます。ご異議なしと認め、協議第 6 号および協議第 7 号につきましては、原案どおり可決決定いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告第 1 号から第 5 号まで、各種規程についてであります。会長が別に定める規程でございますが、こちらも本日が第 1 回目の法定協議会になるということでございます。改めてご報告するものであります。先ほどの規程同様に、任意協議会とほぼ同様の内容と考えますので、一括して事務局から簡潔に説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>それでは、青い表紙の資料をご覧いただきたいと思います。5 件ございまして、幹事会規程が報告第 1 号となっております。この規程等につきましても、先ほどの規程と同じように、次のページにあげておりますが、「検討」という表記を抜いて規定させていただいております。規程集の中で、幹事会規程につきましては 5 ページ、専門部会規程につきましては 8 ページ、事務局規程につきましては 11 ページ、会計事務の規程につきましては 17 ページ、資料の閲覧要領につきましては 25 ページにあげておりますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>この規程等の施行日につきましては、会長就任の 6 月 27 日からとなっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明申し上げました各種規程につきまして、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでありますので、報告第 1 号から第 5 号につきまして、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認め、報告第 1 号から第 5 号までにつきましては、原案どおり承認されました。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、協議事項に入ります。「協議第 8 号 合併の方式」から「協議第 1 4 号 新市まちづくり計画策定方針及び新市まちづくり計画策定委員会規程について」までの 7 件であります。任意の協議会におきまして既にご協議をお願いし、それぞれ決定いただいている項目であります。法定協議会での決定という形をとりますために、一括して提案させていただきます。</p> <p>事務局から説明申し上げます。</p> <p>協議事項と書いた冊子をご覧くださいと思います。</p> <p>協議第 8 号の合併の方式、第 9 号の合併の期日、第 1 0 号の新市の名称につきましては、5 月 2 9 日にご決定いただいております。協議第 1 1 号の新市の事務所の位置、第 1 2 号の一般職の職員の身分の取扱いについて、第 1 3 号の特別職の身分の取扱いについては、6 月 2 6 日にご決定いただいております。協議第 1 4 号の新市まちづくり計画策定方針及び新市まちづくり計画策定委員会規程につきましては、初回の 5 月 1 5 日にご決定いただいております。</p> <p>その内容につきまして、本日は法定協議会第 1 回目でございますので、再度ご決定いただきたいと思いますので、提案部分のみを朗読させていただきます。</p> <p>「協議第 8 号 合併の方式」でございます。合併前の八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。以上でございます。</p> <p>「協議第 9 号 合併の期日」でございます。合併の期日は、平成 1 7 年（2 0 0 5 年）2 月 1 1 日を目標とする。以上です。</p> <p>「協議第 1 0 号 新市の名称について」でございます。新市の名称を決定する方針は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 既存の名称を使わず、新市にふさわしい新たな名称を検討する。 2 . 住民が参加できるように、名称の公募を行う。 3 . 協議会規約第 1 2 条に基づく小委員会を設置し、募集要項、選定方針等を定め、候補となる名称の選定等を行う。 <p>ということで、小委員会の設置要領を改めてもう一度、同じ内容でございますが、本日から施行するという出させていただきます。</p> <p>それから、小委員会の委員さま方の名簿につきましては、任意協議会でご決定いただいておりますので、その後ろにあげさせていただきます。</p> <p>「協議第 1 1 号 新市の事務所の位置について」でございます。新市の事務所の位置は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 新市の事務所は、新設せず、現八日市市役所を使用することとし、その位置は、八日市市緑町 1 0 番 5 号とする。 2 . 新市の事務所とならなかった合併前の各町の事務所について
-------------	--

	<p>お諮りいたします。これらにつきまして原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p> <p>ありがとうございます。全員の方から挙手をいただきました。全員賛成をいただいたところでございます。本案につきましては原案どおり可決いたしました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここで暫時休憩を取りたいと思います。</p>
司会	<p>14時55分から再開をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p style="text-align: center;">（休憩）</p>
議長	<p>再開させていただきます。</p> <p>前回の協議会で提案させていただいております協議第15号から協議第19号までについてであります。これらについて協議をお願いするわけでありますけれども、それぞれ今回が初めての協議となりますので、一議案ずつ協議をお願いしたいと思います。</p> <p>「協議第15号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」であります。前回もご説明申し上げておりますが、提案の内容につきまして再度事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>それでは、「協議第15号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明を申し上げます。本日から、提案が合併協議会の会長の名前にさせていただいております。提案内容については前回と同様でございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 八日市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後の平成17年10月31日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。在任特例を適用させていただきます。 2. 在任特例適用後の新市の議会議員の定数は、24人とする。 3. 在任特例満了に伴う第1回目の選挙は、市町毎に選挙区を設ける。各選挙区における定数は、次のとおりとする。八日市市選挙区は10人、永源寺町選挙区は3人、五個荘町選挙区は4人、愛東町選挙区は3人、湖東町選挙区は4人。 <p>以上3点が提案でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明をいたしました議案につきまして、協議をお願いいたします。ご意見・ご質問がございましたらお願いします。</p>

議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>ご意見もないようであります。「協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。挙手全員であります。したがって、原案どおり可決いただきました。ありがとうございました。</p> <p>次に、「協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」であります。提案内容につきまして、事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>「協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明申し上げます。</p> <p>1点目は、新市に1つの農業委員会を設置することとし、その選挙委員の定数は法令に基づき類似都市を参考に合併時までに調整を行う。ただし、平成17年7月19日までの間は、農業委員会等に関する法律第34条を適用し、合併関係市町の農業委員会をそのまま引継ぐ。</p> <p>2点目は、新市の農業委員会の選挙は、選挙区を設け実施する。選挙区の区域は、新市の最初の選挙までに調整する。</p> <p>以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明をいたしました議案につきまして、協議をお願いいたします。何かご意見・ご質問がございましたらどうぞ。</p>
議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>ご意見もないようであります。「協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員挙手をいただきました。よって、原案どおり可決いただきました。ありがとうございました。</p> <p>次に、「協議第17号 町名、字名の取扱いについて」であります。内容につきまして、事務局から説明いたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>「協議第17号 町名、字名の取扱いについて」ご説明申し上げます。4点提案いたしております。</p> <p>1点目は、八日市市における「町」及び「丁目」、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町における「大字」の区域は、従前のとおりとする。</p> <p>2点目は、八日市市における「町名」及び「丁目名」は、原則として新市の「町名」及び「丁目名」とする。</p> <p>3点目は、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町における「大字名」は、原則として「大字」を削除し、現在の名称に「町」をつけ新市の「町名」とする。</p> <p>4点目は、八日市市^{外の}町と愛東町^{大字外の}については、区分できるよう新市までに調整するものとする。以上4点が提案内容でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明申し上げました議案につきまして、協議をお願いいいたします。何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>足立 進委員 (五個荘町)</p>	<p>五個荘町の足立 進と申します。ご提案のございました町名すなわち町の名前につきまして、基本的な考え方は、提案されている内容4項目を中心といたしましたところにつきましては結構かと思うのですが、町名すなわち町の名前を決めるにあたりまして、この考え方を住民の皆さんに提案しまして、提案のとおり町名、すなわちこの4項目の提案があるわけですが、それにした方がいいのか、あるいは私は五個荘ですが、“五個荘”の名称を残した町名にするのかなどの判断につきましては、最終住民の意見を聞いて行っていただければどうかと思います。</p> <p>それに伴いまして、五個荘と申しますのは、やはり“五個荘”という名前に対する思いや愛着が大変根強い字すなわち区もあるように私自身感じておるところであります。やはり町名は身近な我々の問題でもありますので、住民の皆さんと話し合う機会ができることは、合併に対する住民の関心も相当高まるのではないかと思いますし、今後合併を進めていきまして実現する上においては、大きな効果も期待できるのではないかとと思うのですが、その辺を鑑みまして、以上のことから、住民の合意のもとで最終町名を決めるようお願いしたいのです。そして、またそのための決める期間も見いただければと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>住民の皆さんに対する周知あるいは説明でありますとか、また住民がどのような意向を持っておられるか、その実態を把握するというご趣旨であります。</p>

<p>西村 實委員 (五個荘町)</p>	<p>ただいま足立委員から申されましたことと趣旨は同じでございますが、私は、議会の代表としまして一言、五個荘町の委員の皆さんの意見を集約させていただきました。それを申し上げたいと思います。</p> <p>『まち・未来通信創刊号』で中村会長が述べられておられる、「お互いのまちを思いやり、それぞれのまちの歴史や文化を大切にしながら、お互いが共通する新しいまちづくりのビジョンを持って、住民の皆さんと共に取り組みたい」という思いや、また、合併協定項目の協議方針の中でも、「1市4町それぞれが保有する地域性や、今日まで築き上げられた歴史・文化などを相互に理解・尊重するとともに、新しい市としての視点に立って云々」と言われております。</p> <p>特に五個荘町は近江商人発祥の地でもあり、伝統的なものを保存しようという、非常に大きな心掛けがございます。長年にわたり親しまれてきた現在の町名には、格別の愛着があります。何らかの形で残したいと念願する住民の方々の熱い思いを感受し反映させるのが、我々議員としての責務であろうかと思っております。さらには、合併に欠くことができない住民の意識の向上につながるものと確信いたします。</p> <p>以上の観点から、町名、字名の取扱いについては、地域住民の意向を取り入れた決定ができるよう、よろしく願いするものでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。重ねてご説明をいただきましたけれども、内容は前の委員さんのお話とほぼ同じだと理解いたします。</p> <p>他の委員さんのご意見も承る必要があろうかと思っておりますが、とりあえず今の質問に対して事務局からお答えいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>2名の委員さま方からご意見をいただきました。足立委員からは、提案の基本的な考え方については結構だというようなご意見もいただきまして、こういった基本的な方向につきましてはこの協議会でご決定をいただいて、住民皆様のご意向を把握いただく場合にも、何か基本的な考え方を示さないとご意見もないかと思っておりますので、まずそういう意向把握をするためにも、基本的な方向はこの協議会でご決定をいただきたい。それに基づきまして、ご意見がございましたような住民皆様の意向把握をお願いしてはどうかと思っております。</p> <p>その意向把握の方法につきましては、各市町で対応をお願いしたいと思っております。そのやり方につきましては、少しずつ変わってくるかと思っておりますが、場合によっては住民の皆さま方での話し合いも必要になる事態が出てくるかとも考えております。また、基本的な方向とその話し合いの結果でそのような町名にならない場合も出てくるかもわかりませんが、その結果につきましては、市の名称を今公募いたしておりますので、その検討を最終していただきます11月頃までに、各市</p>

議長	町でお考えをまとめていただければありがたいと考えております。
足立 進委員 (五個荘町)	<p>足立委員、それでよろしいでしょうか。</p> <p>事務局からのご説明につきましては、説明内容は理解させていただいたのですが、できれば、これは私の意見でございますが、1～4までの基本的な考え方に基つきまして、「住民の意見聴取を行いながら新市の町名については調整する」ということを追加いただければと思います。</p>
議長	野村委員何かご意見は。
野村・一委員 (湖東町)	<p>湖東町の野村でございます。提案されております協議第17号について、基本的には私はこのとおりだと思いますが、今五個荘町の委員の方からご提案がありましたように、もともと地名というのは1つの地域の文化であり、また住民のアイデンティティにつながる大切な事柄であると思います。今、お2人の委員の方から申されましたことは十分理解できますので、事務局からもそういうようなご説明もあったと思いますが、湖東町ではそういうことに当てはまるところはないかと思いますが、もしほかにもあればこの際検討の余地は十分あると思います。</p> <p>こういうことを言っは失礼かと思いますが、八日市市さんが以前の合併の時に建部地域で“建部”という名前を残されました。今もその地域が、やはり1つの地域のまとまりとして非常に先進的なまちづくりをしておられるということも見ておりますし、伝統のある名前を大切にするとすることは、またこの合併をスムーズに進める1つの理由にもなると思いますので、よろしく願いしたいと思います。</p>
議長	今3人からご意見をいただきました。このことについて、他の委員さんから何かお考えがありましたら、どうぞ発言してください。
高橋辰次郎委員 (永源寺町)	<p>今、五個荘町からも湖東町からも話が出たのですけれど、私は名称委員会に携わっておりますが、新市の名称がだいたい11月頃決定ということになっております。それを何とか一日でも早く、10月ぐらいに決めるように努力して、その間に住民におろして、何回かこういうことは起こってくると思うのですけれども、会長も「仲良くやっさいこう」とおっしゃっていただいておりますので、ここでみんなの意見を聞くために、1市3町の時から字別や地域でやられておりますが、どのまちでも字別とかそういうことをしていく必要もあると思いますので、そういう機会はいくらでもあると思いますので、その時それを大事にするということ、そのよい機会だと思っておりますので、これを今日</p>

<p>飯尾文右衛門委員 (永源寺町)</p>	<p>決めてしまわないで、名称委員会の名称が決まる事前にもう一度やられた方がいいと思います。</p>
<p>高村与吉委員 (八日市市)</p>	<p>同じ意見です。協議第17号につきましては、新市の名称が決まる時点まで、継続審議に回していただけたらどうかと思います。</p> <p>町名そのものは、今おっしゃったご意見とは違うのですが、特に今は八日市の場合、戦後の住宅街が新設された時、非常に町界が複雑怪奇になっていると言ってもいいような状態です。</p> <p>例えば、国道421号を挟んで同じ町名が両側にある、その続きに次の町があるというような、あるいはまた、1つの町の中に隣の町の一部も入っているというような複雑なところがあります。こういうものをこの機会に整理する考えがあるのか、ないのか。今までどおりいくのか、もう少しこの機会にきちんとした方がいいのではないかと思います。</p> <p>できれば、永源寺の如来と八日市の池田如来、あるいは瓜生津と隣の石谷、そういう所もやはり住民の意志を聞きながら、町村合併をする時に1つの答えを出しておいた方がいいというものがあると思うので、今おっしゃったような問題と一緒に、もう少し深く考えて、住民の意志も聞きながら、1つの答えをこの機会に出した方がいいのではないかと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>先ほど申し上げましたように、この基本方針を決めていただいて自治会等にご説明していただく方が、基本方針がありませんと各市町の担当者も説明がしにくいと思いますので、「原則として」という提案をさせていただいておりますので、まず基本方針として決めていただいて、その後各自自治会でご意見をいただいて、その後最終決定をしていただければありがたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>1番から4番までの項目にプラスして、「住民の皆さんの意見を十分尊重して、意向を把握して」という5番目の項目を作ったらどうかという提案に対しては、事務局いかがですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>「住民の皆さまのご意見をいただく」という項目を追加させていただく案を示させていただきますので、しばらく休憩を取っていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>5番の項目を作りますので、休憩を取らせていただきます。大事なところですので、よろしく願います。</p> <p>(休憩)</p>

議長	<p>会議を再開いたします。事務局から説明をいたします。</p>
事務局長	<p>先ほどご意見をいただきました内容を5番目に追加させていただきます。お手元にお配りさせていただきましたので、5番目の項目につきまして朗読させていただきます。</p> <p>新市の「町名」「丁目名」については、上記方針を基本として、住民の意向を踏まえた後に決定する。この1項を加えていきたいと思いません。</p> <p>それから、高村委員からご意見がございました件につきましては、登記簿等の関係もございまして、これとは切り離しまして、また新市の誕生までに取扱いを決めてまいりたいと思っておりますので、その点も併せましてどうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明いたしましたけれども、このことについてご意見がございましたらお願いします。</p>
足立 進委員 (五個荘町)	<p>ありがとうございます。この5番目の内容の解釈ですが、資料1に名称変更の具体的な表示方法とございますね。</p> <p>この中で、例えば 市五個荘金堂町という名前を大字名として使うような方向でもいいという、今の5番目の内容でございますけれども、その辺についての考え方はそれでいいわけでしょうか。</p>
議長	<p>住民の皆さんのご意向がそうなら、それでいいと思います。</p> <p>ただ、私はそういうことを申し上げる立場ではないし、私的な思いだけ申し上げますと、旧の町名を付けるというのも、住民の皆さんの気持ちかなと思います一方、そういう冠を全く付けない市や町もまたあるという、いろいろだと思っております。それが、合併して遠い将来に向けて、いつまでも地域性が逆に言えば残っていくのではないかなという心配もするのです。そんなことを私が言う立場ではないのですけれども、そんな思いを一方では持っております。</p> <p>ほかにこのことについてご意見はございませんか。</p>
田中敏彦委員 (八日市市)	<p>大字を外して今までの町名を上につけるということですが、これを大字ごとに住民の意向という形で考えていいものかどうか、私自身は疑問です。ある所は付く、ある所は付かないというのを、大字ごとに住民の意向を聞いていって決めるというのは、ちょっとどうかなという気がするのです。住民の意向と言いましても、それではあまりにも細かくなりすぎるのではないかという気がします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。住民の意向をもとにしてということですが、</p>

<p>足立 進委員 (五個荘町)</p>	<p>字ごとの意見はまた違うと思うのです。五個荘であっても、字ごとに意向がまたそれぞれ違った場合も考えて、五個荘は五個荘の中で十分その辺は調整してもらわなければならないと思います。例えば川並は市川並、金堂は市五個荘金堂となれば、それで果たしていいかどうかということもありますね。</p> <p>私も今、区長会長を務めさせていただいておりますが、各字で「そんな長い名前は要らない」とか、これは住民の民意だと思うのですけれども、それについては、今はITとか郵便番号のある時代ですから、具体的な話になって恐縮ですが、京都あたりはものすごく長い住所になっておりますし、その辺でいろいろという部分もあるでしょうし、同じ五個荘の中でも字の民意によりまして“五個荘”という名前は必要ないということも出てくるとは思うのですけれども、ですから、先ほど田中委員がおっしゃったように、ただ勝手に大字名を全然違う名前とか、そういうことについては私も問題があるのではないかと思うのですが、具体的な言い方で恐縮だったのですけれども、ある大字は市五個荘町とされる所もあるでしょうし、ある大字は市町とされる所も、これは民意によって異なってくるとは思うのですけれども、事務局の方から、各市町でまとめるというお話がありましたように、その辺は各市町においてまとめる必要があるとは思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>旧の市町の中で、それぞれ冠の付く所と付かない所がいろいろ出てきますと不都合な場合も出てくるのではないかと思いますので、その辺は現在の市町である程度は調整していただく必要があると思います。</p> <p>1～4の項目を基本としながらも、住民の皆さんのご意見を踏まえた上でどうたっておりますので、住民の皆さんのご意向はどうしても付けるのだと強く出た場合は、それは十分そのことを参酌していただいて、その市町で決定いただければいいのではないかと思います。</p>
<p>西村 實委員 (五個荘町)</p>	<p>五個荘町内でも、特に歴史的にいろいろな面で愛着のある町名を感じておる所と、おられない所というのはあるわけでございますので、原則的にはご提案されている原案どおりでよろしいけれども、変えるというのであれば、なぜ変えるのかという1つの理由付けをしなければならぬということで提案させていただきました。</p> <p>6月13日の首長・議会代表者会に出た時に私が申し上げまして、八日市市長からお話がありましたように、本当に新しい市をつくろうという意気込みであれば、一つの新しい市で進むのが本意だろうと、これは私も認めておりましたので、しかしその時には、先ほど申されましたように、建部の場合もあるし、五個荘の中でも愛着のある町名</p>

議長	<p>を残したいという住民の意向もあるのだという1つの思いを、ぜひこの際しっかりと残していただくということをこの文面に表そうというのなら、何らかの形で1つの提案項目に入れていただくというのが私は非常によいことだろうと思いますので、今事務局からいただきました案につきましては、もちろん2枚目の表示方法もある程度変わるだろうと思いますので、その点につきましては、あくまでも「原則」ということにしておいていただく方がよかろうと思います。</p> <p>でき得ればこのままで、やはりこの前もお話をお聞きしましたけれども、各市町でいろいろな考えが違いますので、それぞれの市町できちんとした調整をしていただくのが幸いだと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>大筋で今の議案についてはこれでお認めいただけるのかどうか、お諮りしたいと思います。気持ちとしては、先ほどからご意見が出ていますように、住民の皆さんのご意向を十分聞いていくということにしたいと思っておりますが、一応この議案については採決させていただきたいと思います。</p> <p>修正させていただいて5番を挿入いたしました。修正後の原案につきまして可決することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。よって、協議第17号につきましては、修正案を可決決定いただきました。ありがとうございました。</p> <p>次に、「協議第18号 慣行の取扱いについて」であります。内容につきまして、事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>「協議第18号 慣行の取扱いについて」ご説明申し上げます。提案は2点でございます。</p> <p>1点目は、市章につきましては、原則として合併時まで決定して、新市において制定する。</p> <p>2点目は、市民憲章、市の花、木、鳥および歌、各種宣言につきましては、新市において制定の必要性を含め検討する。</p> <p>この2点の提案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明いたしました。この議案につきまして協議をお願いいたします。何かご意見、ご質問がありましたらどうぞ。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長	<p>ないようであります。「協議第18号 慣行の取扱いについて」お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。よって、原案どおり可決決定いたしました。</p> <p>「協議第19号 電算システム事業について」事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>「協議第19号 電算システム事業について」ご提案を申し上げます。</p> <p>調整方針としては、電算システムについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの向上を図るよう調整する。この中で4つの業務系に分けておりますが、基幹系業務および情報系のシステムにつきましては、合併時に電算機器およびシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用をする。それから、基幹系の連携業務および単独系の業務につきましては、合併時まで統一に向けて調整する。</p> <p>このように調整いたしまして、合併時に住民サービスをきちんとできるように調整してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から説明を申し上げました本案につきまして協議をお願いいたします。何かご意見、ご質問がございましたらどうぞ。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようであります。「協議第19号 電算システム事業について」お諮りいたします。原案どおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。よって、原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>ここで休憩に入ります。</p>
司会	<p>3時55分まで休憩させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(休憩)</p>

議長	<p>再開いたします。</p> <p>次は、次第9番目の事業報告であります。このことにつきましては、任意協議会におきまして既にお決めいただいております、現在取り組みを進めております。それらの進捗状況等についてご報告したいと思っております。事務局から説明いたします。</p>
事務局次長	<p>それでは、青色の資料に基づきまして、事業の進捗状況につきましてご報告させていただきます。3項目ございますが、(1)(2)(3)の策定委員会の構成につきましては私の方から、開催状況につきましては委員長・副委員長様から報告をさせていただきたく思います。</p> <p>(1)新市名称募集状況でございますけれども、新市名称候補選定小委員会の会議結果に基づきまして、新市名称候補の公募を開始させていただきました。本日までの状況につきまして報告させていただきます。</p> <p>応募用紙につきましては、各市町の区長さんに依頼申し上げまして、無料の応募ハガキを添付したパンフレットを全家庭に配布させていただきました。応募期間は7月15日から8月20日まででございます。</p> <p>皆さまへのお知らせの方法でございますが、新聞各紙に記事を載せていただきましたほか、各市町の広報紙に掲載することといたしております。郵送以外にも応募していただけますように、メール・ファックスの応募も受け付けておりますが、1市4町の公共機関に50ヶ所、専用の応募箱を設置させていただいております。</p> <p>7月29日現在の応募状況でございますが、554通既に応募をいただきました。締切まであと20日でございます。例えばお盆で里帰りされる方など、多くの今後の応募がございませう、一層広報に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(2)新市まちづくり計画策定に係る住民アンケート調査の結果につきまして報告させていただきます。回収状況でございます。調査は6月13日から6月30日に実施させていただきました。</p> <p>15歳以上の一般住民の方につきましては、11,762名の方を抽出させていただきました。回収は4,907名、回収率41.72%でございます。市町別に回収率は少し差がございませうけれども、想定いたしておりました40%の回収率は確保できましたことから、今後内容を分析しました上で、小委員会ならびにこの合併協議会にお示しさせていただきたいと考えております。</p> <p>中学生につきましては、中学3年生の年齢の方を対象に878名すべての方に郵送させていただきました。回収は281名、32%とやや低い回収率ではございましたけれども、回答いただきました281名の若い声を有効に活用してまいりたいと考えております。</p> <p>(3)新市まちづくり計画策定委員会の委員につきまして報告させていただきます。新市まちづくり策定委員会の委員につきましては、5月15日に開催いただきました第1回の任意協議会でご了解をいただ</p>

<p>新市まちづくり計画策定委員会委員長 (飯尾文右衛門)</p>	<p>きまして、委員の選考を行い委嘱させていただきました。</p> <p>1号委員につきましては、協議会から10名の方に、また2号委員につきましては、学識経験をお持ちの方2名ということで、滋賀文化短期大学の谷口先生、特定非営利法人“ひとまち政策研究所”の西川さんの2名に参画いただいております。</p> <p>また、公募委員を募集いたしまして、合併関係市町の住民の方18名にご参画いただきました。公募委員の選出は、5月30日から6月23日まで募集させていただきました結果、46名の方に応募をいただきました。6月30日に抽選をさせていただきまして、46名の方から18名を選考させていただきまして、策定委員会を発足させていただいたところでございます。</p> <p>策定委員会の開催状況につきましては、委員長・副委員長様から報告をいただきたく思いますので、飯尾委員ならびに上川委員、恐れ入りますが、前の発言席までご移動をお願いいたします。</p> <p>ご指名がございましたので、新市まちづくり計画策定委員会の報告をさせていただきます。私、このたび新市まちづくり計画策定委員会において委員長の重責をお預かりすることになりました永源寺町の飯尾でございます。そして、お隣におられますのが、副委員長をお願いいたしました愛東町の上川委員でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。</p> <p>それから、副委員長につきましては、学識経験者であります滋賀文化短期大学の谷口先生にもお願いいたしております。</p> <p>それでは、これまでの策定委員会の開催状況について、ご報告申し上げます。</p> <p>第1回の策定委員会を7月12日午後2時より、八日市市役所別館大ホールにおきまして、29名の委員さんのご参加をいただき開催いたしましたところでございます。まず、副会長の宮部湖東町長様より各委員に委嘱状をいただきまして、引き続き学識経験者としてご参加いただいております谷口委員と西川委員から、まちづくりについて議論をするための視点や考え方、意見交換の方法などについてお話をいただいたあと、4つのグループに分かれまして、まちづくりについての思いや課題、希望など意見を交換をいたしましたところでございます。</p> <p>そして、グループ討議の結果を全体会においてグループごとに発表し、意見の共有を図ったところでございます。その内容につきましては、本日の資料に付けさせていただいております『意見交換のまとめ』にありますとおりでございます。なお、この資料につきましては、グループ別意見交換で出たご意見を分野別に整理したもので、内容について議論し、まとめたというものではございませんので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>続いてタウンウォッチングについてであります。第1回策定委員</p>
---------------------------------------	--

<p>議長</p>	<p>会において、新市のまちづくりを論議するためには1市4町の現況を知る必要があります、それぞれのまちの施設や資源などの見学会の開催希望がございましたので、去る19日の土曜日と25日の金曜日に、1市4町のタウンウォッチングを開催いたしました。一日かけまして1市4町を回ったわけですが、18名の委員の皆さまにご参加いただいたところでございます。主な見学先は資料にあるとおりでございます。</p> <p>さらに、昨日30日午後7時より、第2回の策定委員会を愛東町総合福祉センターじゅぴあにおいて開催いたしました。28名の委員のご参加をいただいたところでございます。2回目では、第1回策定委員会で出た意見を分野別に整理いたしまして、さらにそれぞれの課題について議論を深めたところでございます。なにぶん昨日ということで詳細な協議経過をご報告する資料はできておりませんが、8月の協議会には今後開催いたします策定委員会の協議経過とともにご報告させていただく予定をいたしておりますので、ご了承いただきたいと思っております。</p> <p>本日は、策定委員会開催状況のご報告のみとなりますが、今後議論が深められていきますと、一定の協議結果をご報告させていただき、皆様のご意見をいただくことになると思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたしたいと存じます。</p> <p>以上で新市まちづくり計画策定報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようでございます。</p> <p>次に、次第10番目の提案事項に移らせていただきます。次回の協議会で協議いただく事項についてでありますけれども、本日は提案の説明のみをさせていただきたいと思っております。</p> <p>「協議第20号 財産の取扱いについて」事務局から説明をいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>「協議第20号 財産の取扱いについて」を提案させていただきます。</p> <p>まず1点目は、現在の八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の所有する財産は、すべて新市に引継ぐものとする。2点目でございますが、甲津畑財産区有財産は、甲津畑財産区有財産として新市に引継ぐものとする。この2点でございます。</p> <p>資料1につきましては、1市4町の平成13年度の一般・特別会計</p>

議長	<p>の決算額を、主な資産・債務等を記載させていただいております。また、水道事業会計を八日市市と五個荘町が持っておりますので、その13年度の決算額につきましても、資産と債務につきましても記載させていただいております。</p> <p>財産区につきましては、永源寺町に甲津畑財産区がございますので、その記載をさせていただいております。</p> <p>資料2でございますが、主な資産の中、おおやけの施設、道路からプールまで、道路の延長、いろいろな施設の箇所数を各市町別にあげさせていただいております。おおやけの施設と言いますのは、住民の福祉を推進する目的を持って、その利用に供するために各市町が設ける施設でございます。これは平成14年3月31日現在の数字でございますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>資料3につきましては、財産に関する関係の法令をあげさせていただいております。また、先ほどの資料1の公有財産・行政財産・普通財産等の説明も、簡単ではございますが、記載させていただいておりますので、よろしく願いいたします。財産区につきましても同様にあげさせていただいております。</p> <p>資料4につきましては、先進地の合併の事例につきまして、どのような調整方針が示されているかという内容をあげさせていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま説明を申し上げましたけれども、内容につきましての意見等につきましては、次回の協議会でお願いすることになっております。不明な点、あるいは資料にわかりづらいところがありましたら、お願いいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようございましたら、次の事項に移らせていただきます。「協議第21号 地方税の取扱いについて」であります。事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>「協議第21号 地方税の取扱いについて」提案をさせていただきます。提案内容は別紙になっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。調整方針といたしまして、8点あげております。</p> <p>まず1番目に、個人市民税につきましては、地方税法の規定によるものといたします。なお、個人市民税の均等割につきましては、平成17年度以降2,500円になります。人口で決められておりますので、現在は年額2,000円でございます。</p> <p>2点目でございますが、法人市民税につきましては、八日市市、愛東町、湖東町の例によるものといたしております。</p>

	<p>3 点目でございますが、固定資産税につきましては、八日市市、永源寺町、愛東町の例によるものとするということでございます。</p> <p>4 点目の軽自動車税につきましては、税率は現行のとおりでございますが、納期につきましては永源寺町の例によるものといたします。</p> <p>5 点目の市たばこ税につきましては、現行のとおりとするということでございます。</p> <p>6 点目の入湯税につきましては、現在愛東町のみでございますので、愛東町の例により標準税率を採用いたしまして、一人一日 150 円とするという提案でございます。</p> <p>7 点目の都市計画税につきましては、新市発足までに調整するという提案でございます。</p> <p>8 番目の納期前納報奨金につきましては、八日市市の例によるものとするという提案でございます。</p> <p>各税目別に下に掲げておりますのが、税金につきましては非常にややこしいところもございますので、できりだけ詳しく、やさしく説明させていただきたいと考えおります。法令等が出てまいりますので見づらいところもあるかと思っておりますが、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、個人市町民税でございますが、1 市 4 町の現況をあげております。</p> <p>税率につきましては、先ほど申し上げました均等割と所得割がございます。まず、均等割につきましては、現在 2,000 円でございますが、人口 5 万人以上 50 万人未満の市になりますので、年間 2,500 円になります。所得割の税率でございますが、これは現在各市町で使われている税率と同じものでございます。</p> <p>次に納期でございますが、八日市市と永源寺町・愛東町・湖東町につきましては、湖東町は 1 期目が少し変えられておりますが 4 期で、五個荘町は 10 期に分けておられます。これにつきましては、税法で 4 期の定めがございますので、その基準に従いまして、新市におきましては 4 期で納付をしていただくということでございます。</p> <p>個人の普通徴収と言いますのは、その下の欄に特別徴収というものがございますが、これは会社等にお勤めの方の徴収方法でございますが、給料から天引きしていただいて会社が納付していただく方法でございます。お勤めでない方は普通徴収ということになります。普通徴収の納付につきましては 4 期制をとっていきたいということでございます。</p> <p>特別徴収につきましては、1 市 4 町とも同じでございますので、現在と同じ方法でございます。</p> <p>一番下の納期前納報奨金でございますが、各市町でいろいろな規定がされておりますので、その内容を書いております。下の方には 14 年度の実績、また 1 件あたりの平均の報奨金額をあげております。五個荘町につきましては納期が 10 期に分かれておりますので、この報</p>
--	--

	<p>奨金も多くなるように計算上なっまいますので、多い報奨金を出されております。</p> <p>ただ、この報奨金につきましては、現在の金融機関等の利息等と比べますと、八日市市の 100 分の 0.2 にいたしましても非常に有利な利息と申しますか、それにあてはめると高い率になりますし、上限額も大きい額となっております。市町民税につきましては、この報奨金制度が適用されるのが普通徴収をされる方のみとなりますので、それとまた、現在 8 つの市がございますが、その 8 市の中ではほとんどが 100 分の 0.2 という報奨金率を使っておりますので、新市におきましては 100 分の 0.2 の八日市市の例を適用していきたいという提案でございます。</p> <p>めくっていただきまして、法人市町民税をあげております。法人税につきましても、均等割と法人税割という税率がございます。</p> <p>均等割につきましては、税法に定める税率を採用しておりますものが 3 市町ございますので、その例によりまして、標準税率で均等割を定めたいという提案でございます。</p> <p>法人税割につきましては、八日市市の例によりまして制限税率を使ってまいりたいということでございます。制限税率を適用されるのは、大規模な法人に対する税率ということでございます。</p> <p>納期につきましては、現在と同じように、各法人で決算がされました事業決算後 2 ヶ月以内の納期という調整でございます。</p> <p>次に固定資産税でございますが、固定資産税につきましては、税率につきましては 1 市 4 町同じ税率でございますので、現在と同じ税率になります。</p> <p>納期につきましては、市民税と同じように各市町差異がございますので、税法は 4 期制をとっておりますが、税法の納期に最も近い 3 市町の例により、1 期から 4 期までの納期でお納めをいただくという調整でございます。</p> <p>報奨金につきましては、市民税と同じでございます。</p> <p>めくっていただきまして、軽自動車税でございますが、これは 1 市 4 町とも同じ税額でございますので、現在と同じ額となります。</p> <p>納期につきましては、永源寺町が税法と同じ標準の納期の定めをしていただいておりますので、その例によるものでございます。</p> <p>市町たばこ税につきましては、1 市 4 町とも同じでございますので、現在と同じ税率・納期でございます。</p> <p>次のページの入湯税でございます。これは、現在愛東町のみ課税になっておりますので、そのままを調整方針とさせていただきます。</p> <p>都市計画税につきましては、今までの入湯税までは普通税でございますが、都市計画税からは目的税でございますので、現在八日市市のみが、都市計画区域の市街化区域に 100 分の 0.2 という税率で課税い</p>
--	--

議長	<p>たしております。五個荘町にも都市計画区域がございますが、現在課税はされておりませんので、新市までに調整させていただきまして、これから都市計画の分科会でも都市計画事業等を調整してまいります。事業目的がないと課税ができないという内容の税でございますので、それに合わせまして新市の発足までに調整させていただいて、調整が整いました時点でこの協議会に報告させていただくという提案でございます。</p> <p>以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでございますので、次の提案事項に移らせていただきます。「協議第22号 一部事務組合等の取扱いについて」事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>税金のところで言い忘れましたが、お手元に『住民税のしおり』『固定資産税のしおり』という小さい冊子を入れておりますので、またこれからご検討いただく参考にしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、「協議第22号 一部事務組合等の取扱いについて」ご説明申し上げます。提案内容は別紙にあげておりますので、調整方針をご覧くださいと思います。</p> <p>一部事務組合と言いますのは、皆さんご存知だろうと思いますが、近隣の各市町が共同して同じ仕事を、規約を定めてやっておるものがございます。ごみ・消防・し尿処理等が主なものとしてあがっております。</p> <p>この一部事務組合と同じような内容で、2番目にあげておりますような社会教育主事の共同設置というような内容等も、この中にあげさせていただきます。</p> <p>調整方針といたしましては、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町が合併するにあたって加入している一部事務組合等については、次のとおりとする。ということで、5つに分けて提案させていただきます。</p> <p>1番目は、引き続き加入するということで、合併の日の前日をもって当該一部事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に参加するという一部事務組合が9組合ございます。衛生プラント組合等9つの組合につきましては、新市において加入することでございます。愛知郡4町におきましては、愛知郡の広域行政組合、湖東広域衛生管理組合等の内容につきましては、愛知郡4町でこの組合の取扱いについて合意を6月30日にさせていただいております。</p>

	<p>2点目は、合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退するという、脱退の組合でございます。滋賀県市町村職員退職手当組合等の組合、また社会教育主事の共同設置につきましては、町につきましては共同設置ということで県から職員を派遣をいただいておりますが、市になりますと、現在の八日市市も派遣はありませんので、新市にも派遣はいただけないようになります。そのため共同設置の規約を改正して脱退するというところでございます。滋賀県町村土地開発公社につきましても、同じでございます。</p> <p>琵琶湖東北部広域市町村圏協議会につきましても、広域市町村圏協議会につきましては東近江行政事務組合でやっておりますので、脱退して、東近江行政事務組合で行うということでございます。</p> <p>3点目は、合併時に統合再編するよう調整に努めるというものが5点ございます。介護の二次審査の認定審査会を八日市市・永源寺町・五個荘町・能登川町で共同設置いたしております。愛東町・湖東町につきましては町単独でやっておられますので、この認定審査会につきましては、新市でやるのか、また新市と能登川町で共同設置するのか、今後事務調整で詰めてまいりますので、再編調整をする内容にあげております。</p> <p>財団法人が八日市市と湖東町に2つございます。主に施設管理をメインでやっておりますので、これもいずれかに統合再編するというグループにあげさせていただいております。</p> <p>4点目は、新市に公社として引き継ぐものを2つあげさせていただいております。特別法によります特別法人の八日市市土地開発公社、これは新市になりますと“八日市市”というところが変わりますし、エリアも変わってくるということで、定款等の改正をして新市に引き継ぐということになるかと思っております。財団法人愛の田園振興公社につきましては、道の駅等、それからソフト部門もやっておられますので、そのまま引き継ぐのか、新市にエリアを広げて引き継ぐのか、検討させていただいて、新市の公社として存続していきたいというふうに提案させていただきます。</p> <p>5点目の事務の委託につきましては、合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託内容により合併の日に締結する。ということで、現在、八日市市、蒲生町、日野町、永源寺町、五個荘町、能登川町で障害児通園(デイサービス)事業を八日市市に事務委託をされまして実施しておりますので、新市に引き続いて締結するよう、各関係市町に協議をいたしまして引き継ぐという内容でございます。</p> <p>資料1といたしまして、先ほどから説明申し上げました一部事務組合等の加入状況を一覧表にさせていただいて、加入しているところに印を打っております。右側には先進事例で、先進地がどのように調整をされているかという内容をあげさせていただきました。</p> <p>資料2につきましては、今ほどご説明申し上げました一部事務組合</p>
--	---

議長	<p>の関係法令等を、関係条項にアンダーラインを引きますとともにあげさせていただきます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま説明いたしました内容につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次の提案事項に移らせていただきます。「協議第23号 条例、規則等の取扱いについて」事務局から説明を申し上げます。</p>
事務局長	<p>「協議第23号 条例、規則等の取扱いについて」の提案をさせていただきます。条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>1点目は、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。2点目は、合併後、一定の地域に暫定的に志向させる必要があるもの。3点目は、合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。この3つに分けて整備をしていくものでございます。</p> <p>資料1といたしまして、一番左側に、現在の1市4町の条例の数、規則の数、規程・規約等の数をあげさせていただきます。調整の具体的な内容につきましては、まず、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるものとして、合併と同時に市長はおられませんので、50日間の間に選挙をされるわけですが、その間は市長職務執行者という方が市長の権限を行使されます。その中で、新市においてすぐ発足と同時に制定する必要があるものにつきましては、市長に代わりまして専決処分によりまして制定させていただくものでございます。</p> <p>規則、訓令等におきましても、職権によりまして制定して施行するものでございます。</p> <p>2つ目は、合併後に一定の地域に暫定的に施行させる必要があるものとして、一つの市や町でのみ適用される条例が必要な場合がございます。そういうものをそのまま引き続いて新市において施行させるというものでございます。</p> <p>次に、合併後に順次制定するものとして、市長に議案提出権がない条例がございます。議会の関係の条例等がそういう内容になるわけですが、それから規則等につきましても教育委員会で定めるものなどがございます。それは教育委員会において決めていた</p>

議長	<p>だくこととなります。それから、新市発足時には必要ないが、新市になってから逐次制定し、施行させるものという3つに分けて、条例、規則等を決めてまいるといってございませう。</p> <p>資料2につきましては、その内容をもう少し詳しく図示させていただいております。専決になじまないものといましては、市議会委員会条例や市議会事務局設置条例につきましては議員提案ということになりますので、初議会の時に上程されるものでございませう。</p> <p>また、同じページに先進事例をあげまして、提案させていただきませう。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいまの説明でご質問がありましたら、どうぞ。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでございませう。次の提案事項に移らせていただきます。「協議第24号 公共的団体等の取扱いについて」であります。事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>「協議第24号 公共的団体等の取扱いについて」の提案をさせていただきます。公共的団体等については、下記の調整内容に基づき、各団体と充分協議しながら、統合・再編等の調整に努める。ただし、特別な事情により統合・再編が困難な団体は、当分の間、現行のとおりとするということが基本でございませう。</p> <p>2点の提案でございませうが、1点目が、各市町の区域で組織されている団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、基本的に合併時に統合するよう調整に努める。なお、各団体の実情により合併時に統合できない団体については、合併後2年以内を目標に統合するよう調整に努める。</p> <p>2点目は、各市町の区域を越えて組織されている団体については、区域の変更等、組織の再編に向け、検討が進められるよう調整に努める。以上の提案でございませう。</p> <p>公共的団体につきましては、資料1に概略といまして、公共的団体の内容をあげさせていただいております。公共的団体とは、その市町村の区域内にある、農業協同組合、その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体等の厚生社会福祉事業団体、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否とを問わず、地方自治法第157条の公共的団体等とその範囲を同じくするものである。合併特例法第16条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の</p>

	<p>公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとしている。そういう法令がございます。</p> <p>以下、公共的団体等の定義、市町村合併の特例に関する法律の関係条項、地方自治法の関係条項を資料としてあげさせていただいております。</p> <p>資料2は、1番目に、公共的団体等で各市町の区域で組織されている主な団体として、1市4町の団体をあげさせていただきました。</p> <p>2番目は、各市町の区域を越えて組織されている主な団体をあげさせていただいております。その中では1市4町を含む区域で現在1つになっている団体がございますので、その団体については現行のとおりということになるかと思えます。</p> <p>資料3につきましては、先進地の調整方針を参考にあげさせていただいております。</p> <p>この公共的団体につきましては、最初に申し上げましたように、統合・再編をお願いする調整をさせていただくということでございますが、いろいろな法律に基づきまして設置されている団体もございますので、当分の間は現行のとおりとされる団体もあるかと思えますが、できるだけ統合していただいて、新市で統一した団体で公共的団体の組織ができますように努めてまいりたいという提案でございますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明につきまして、何かご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようでございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の議事をすべて終了いたします。長時間にわたり慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。</p>
司会	<p>どうもありがとうございました。非常に長時間になりまして申し訳ございませんが、次回の開催のご連絡をさせていただきたいと思えます。第2回目の法定協議会として、8月27日に開催予定でございます。木曜日ではございません。水曜日になっておりますので、どうかお間違えのないようよろしくお願い申し上げます。時間は本日と同様でございます。会場は愛東町の総合福祉センターじゅぴあ、愛東町役場の南側の施設でございます。内容につきましては、先ほどの提案内容等をご協議いただくということでございます。傍聴人数につきましては、会場の関係で40名程度を予定いたしております。</p> <p>もう1点、事務事業の調整内容等を出させていただいております。もう少しやさしい言葉なり、わかりやすい資料をと思いながら作って</p>

<p>副会長 (前田清子 五個荘町長)</p>	<p>いるのですけれども、どうしても法律や専門的な用語が出てまいります。そういった関係で、わかりにくい言葉があるとか、内容がわからないということにつきましては、本日お手元に質問用紙をお配りさせていただきましたので、それにお気軽にお書きいただきまして、事務局なり各市町の担当課へお出しいただき、ファックスしていただいたらと思います。辞書を引く代わりに事務局を使っていたらと思っております。</p> <p>できましたら、質問等の内容につきましては、毎月10日までに出示していただきましたら、協議会の通知の時に資料集・用語集みたいな形で通知に入れさせていただけるかと思っております。もし間に合わないようでしたら、次回の協議会にまた資料としてお配りさせていただくとか、何らかの形で皆さまに共通の資料としてお配りさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、最後になりましたが、閉会にあたりまして、前田清子五個荘町長からごあいさつをお願い申し上げます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、当五個荘町に会場を設定いただきまして、第1回の法定協議会を開催いただきました。任意の協議会から法定協議会へと、1市4町の門出を飾る、本日は記念すべき一歩であり、また貴重なご意見をいただき、無事に終了いたしましたことをお礼申し上げます。</p> <p>合併問題を結婚にたとえてわかりやすく説明された方のお話をお聞きいたしました。そのたとえを続けるなら、誕生する子どもの名前を何にしようかと考え、また、産まれますと、どのように育てようか、将来は何になるのか、夢と希望を持って育てます。しかし、一度に思うようには育ちません。問題があれば、その時その時時間をかけ、よい方向へと努力していきます。</p> <p>今、私たちが進めている1市4町の合併がこの段階に入っております。皆さまのご意見を賜り、十分に協議をいただき、自立できるまちの基礎をつくって、次代に責任を持って送っていく作業をしていただいております。核心に迫る事項等もあります。この十分な論議のもと、この地域の合併が円滑に、そして実のある協議がされ、今後も新しい市に向かっての発展的なご提案等をよろしく願いいたします。</p> <p>また、新市まちづくり計画策定委員会や新市名称候補選定小委員会も協議を進めていただいているところであります。そして、1市4町の職員も協定項目をはじめ調定項目をスムーズに進め、合併の時点で住民の方々にご迷惑をおかけしないように努力を重ねております。平成17年2月1日の合併に向け、この1市4町が固く手を取り合って、個性あふれる合併が実現することを心よりお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>
---------------------------------	--

司会	<p>どうもありがとうございました。 これもちまして第1回協議会をすべて終了させていただきます。</p> <p>(閉会)</p>
----	--